

安全の手引き

令和5（2023）年2月

在デンパサール日本国総領事館

はじめに

世界的に非常に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染拡大もようやく出口が見えはじめ、経済的・社会的にも回復の兆しが見え始めています。

在デンパサール日本国総領事館管轄地域内（バリ州、西ヌサトゥンガラ州、東ヌサトゥンガラ州：以下「当館管轄州」と称す）においても新型コロナウイルスの影響は多大で、特に外国からの入国規制によって観光業が大きな経済的損失を受けていましたが、2022年後半以降、インドネシアを含む各国の出入国規制の緩和を受け観光客が戻りつつあります。その反面で、外国人観光客を標的とした犯罪（ひったくり・スキミング・薬物等）にも増加の兆しが見られ、治安の悪化が懸念されます。

また、バリ島では、2002年10月に大規模な爆弾テロ（日本人旅行者2名を含む200人以上が死亡）、2005年10月には連続爆弾テロ事件（日本人旅行者1名の死亡を含む100人以上の死傷者）が発生しました。インドネシア政府の国家をあげたテロ対策により、テログループは弱体化しつつあると言われていますが、未だにテロ事件は発生しており、昨年末にも西ジャワ州バンドン市において警察署を狙った自爆テロが発生している現状から、テロへの警戒は引き続き重要な課題となっています。

このような社会情勢の中で、安全に生活するためには、日々刻々と変わる国際情勢や政治・経済・治安情勢、更に対日感情の変化等を的確に把握し、各人が「自分の身は自分で守る」との心構えで、常に警戒心を持って行動していただくことが大切です。本文には、当館管轄州で生活する上で、皆様の家族全員が念頭に置くべき防犯上の一般的な心得や緊急時の心得と対処要領等を記しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

なお、不幸にして何らかの事件・事故に巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合は、在デンパサール日本国総領事館（0361-227-628）にご連絡ください。

目 次

<u>I 最近の犯罪発生状況</u>	1
1. 犯罪情勢	1
2. 一般犯罪の特徴・形態	1
<u>II 防犯の手引き</u>	2
1. 防犯の基本的な心構え	2
2. 防犯のための具体的注意事項	3
3. 交通事情と事故対策	5
4. 入国管理法違反・国外退去処分等にならないために	6
5. その他のトラブルに巻き込まれないために	6
<u>III 爆弾テロ・暴動に対する対策</u>	6
1. 現状	6
2. 遭遇した場合の対策	7
3. 日頃からの対策	7
4. 暴動対策	7
<u>IV 地震・火山噴火・風水害などの自然災害に対する心構え</u>	7
1. 地震	7
2. 火山噴火	8
3. 風水害	8
<u>V 旅行者に対する注意事項</u>	8
1. 一般犯罪被害に遭わないための対策	8
2. パスポートの紛失	9
3. クレジットカードなどの不正使用被害	9
4. 気象状況の把握	9
5. 海外旅行傷害保険などの各種保険の加入	10
<u>VI 感染症について</u>	10
1. 海外安全情報（感染症危険情報）の確認	10
2. 新型コロナウイルス	10
3. デング熱	10
4. 狂犬病	10

<u>VII 緊急事態への備えと対処要領</u>	1 1
1. 海外安全情報（危険情報）の確認	1 1
2. 平素の心構えと準備	1 1
3. 緊急事態発生時の行動	1 3
4. 一時避難、退避	1 3
5. 高齢者・海外ノマド移住者等の問題	1 4
<u>[参考資料] 緊急時の連絡先など</u>	1 6

I 最近の犯罪発生状況

バリ州警察本部によれば、2021年～2022年統計では、2020年から新型コロナウイルス禍のため減少傾向にあった事件・犯罪も、観光の再開と同時に増加傾向にあるとされています。最近の犯罪発生状況は以下のとおりになります。

1. 犯罪情勢

当館管轄州では、ひったくり・スリ、置き引き、詐欺、侵入窃盗・強盗、スキミング、薬物事犯などの犯罪が観光地やリゾート地を中心に発生しています。特に近年は、バリ州のチャングー地区における外国人犯罪グループの台頭が問題視されています。在住者・旅行者を問わず、日本人がこれらの犯罪の被害に遭うケースも散見されます。

2. 一般犯罪の特徴・形態

世界有数の観光地でもあるバリ島をはじめ当館管轄州には、ビーチ、マリンスポーツ、伝統芸能などを楽しむため海外から大勢の観光客が来島します。そのため、他のインドネシアの都市に比べ、外国人を狙った犯罪が多発する傾向にあり、日本人が被害に遭うケースも少なくありません。

また、犯罪被害という分類には属しませんが、近年では、滞在許可の更新漏れやVISAエージェント等のミス等で不法残留になる邦人が増加傾向にあります。

(1) ひったくり・スリ

ア ひったくり

深夜帯の繁華街（レギャン、スミニャック、チャングー地区など）でオートバイ使用のひったくりが発生する傾向にあります。肩掛けかばん等を犯人に強引にひったくられ、被害者が転倒・負傷するケースもあり、最近では、歩きスマホ中のスマートフォンが狙われるケースも増加しています。

イ スリ

繁華街（レギャン、スミニャック、チャングー地区など）で集団スリが発生する傾向にあります。夜間や早朝の酔客を狙い、複数人で被害者を取り囲み、会話などで注意を逸らせて金品を窃取する犯行です。

ウ 置き引き

繁華街、ショッピングモール、空港、ビーチなど多数の人が集まる場所での被害が多く、またレストランやホテルなどにおいても僅かな隙に所持品や貴重品が狙われる被害が発生しています。

エ 詐欺

土地などの売買詐欺、両替商詐欺、寸借詐欺等が散見され、外国人観光客

が戻りつつある中、観光地特有の詐欺（日本円見せて詐欺等）も発生の兆候が見られます。（２）侵入窃盗・強盗など

独立家屋やヴィラタイプ宿泊施設を狙った侵入窃盗事件が発生しています。中には、殺傷を伴う強盗事件に発展するケースも見られます。

（３）スキミング

様々な手口のスキミング被害が発生しています。中でも繁華街等でのＡＴＭ利用時に磁気情報や暗証番号を盗まれるケースが多く、機械操作時に室内や操作盤の目隠し内に設置された盗撮カメラ等でカード情報や暗証番号を盗むといった犯行も報告されています。

（４）薬物事犯

レギャン、スミニャック、チャングー地区のような観光客が多く集まる繁華街やその路地裏、ナイトクラブなどで言葉巧みに違法薬物を売りつけてくる者がいます。当地裁判所は、外国人に対しても死刑を含む重い判決を下すなど薬物事犯に対して厳しい姿勢で臨んでいます。

また、マジックマッシュルーム等の脱法薬物も、最近では身近で入手できるようで、特に若者の間で乱用が問題視されています。旅行先の開放感や安易に使い始めた日本人旅行者が、その後遺症（幻覚や躁鬱等）によって帰国後も苦しんでいると仄聞します。

（５）入国管理法・国外退去処分等

近年、ＶＩＳＡ取得条件の厳格化やエージェントの手続きミス等により滞在許可の新規取得や更新ができず結果的に不法残留となり、罰金処分や国外退去処分が科せられるような事案が目立つようになってきています。

（６）その他

新型コロナウイルス対策のため、各国は未だに入国検疫を強化した状況が残っており、航空運賃・サーチャージの高騰等による影響は続いています。長期間日本に帰国できていない日本人高齢者も多々おり、死亡を含む持病悪化等の事案も散見されます。

Ⅱ 防犯の手引き

1. 防犯の基本的な心構え

（１）目立たない

目立つ生活をしない、夜間の外出は控える、犯罪が起こりやすい地域には近づかないといった「目立たない」生活を送ることは、日本と治安の大きく異なる異国の地においては非常に重要な安全対策となります。事件・事故に巻き込まれる可能性を極力排除する、つまり自助努力による予防こそが最良の

危機管理です。

(2) 油断しない

外部から容易に識別できるような高価な貴重品は持ち歩かない、普段の行動をパターン化しない、自分や家族に関する情報を外部に伝えないなど、普段の生活においても個人レベルで犯行の機会を与えない（油断しない）ことも大切です。

(3) 良好な関係の構築

近隣住民や親族・知人などと良好な関係を構築し、インドネシア社会に溶け込むことにより被害に遭うことを予防するとともに、有事の場合には助けとなってもらえるような人間関係を醸成しておくことが、当地で安全に暮らすための大きな助けとなります。

(4) 情報収集

日頃から当地の治安状況などについて情報収集に努め、被害を未然に防ぐよう心掛けてください。

(5) 保険への加入

万一、何らかの事件・事故に巻き込まれ被害に遭ってしまった場合や不意の傷病に備えて、海外旅行傷害保険などの各種保険に加入しておくことをお勧めします。

2. 防犯のための具体的注意事項

(1) 自宅住居

- 独立家屋の場合は、住宅環境を整備し、夜間は庭園灯・屋外灯を点灯して住居周辺を明るくし、ドアや窓には可能な限り複数の鍵を設置するほか、必要に応じて防犯カメラや警報装置を設置することをお勧めします。
- ドアや窓の施錠は、例え在宅中であってもこまめに行ってください。鍵は自らが確実に保管し、仮に家事補助者などに合い鍵を預ける場合であっても、主寝室などの合い鍵は渡さないなどの注意が必要です。
- 知らない訪問者は絶対に家の中に入れないことも重要です。例え訪問者が警察官や警備員であると告げても、覚えがない場合や面識が無い場合には必ず身分証明書の呈示を求め、所属先を尋ねるなどの確認をしてください。
- 使用人（家事補助者、運転手など）の採用にあたっては、身元のはっきりした者を採用することをお勧めします。採用の際は身分証明書などの身上書類を確認し、そのコピーを保管し、特に、運転手については運転免許証の有効期限についても注意してください。
- 使用人には、主人の許可なしに外部の人間（例え当該使用人の家族であっても）を家の中に入れないよう十分に注意を促してください。また、見知らぬ者から家人の在宅を確認するような電話には応答しないよう指導してく

ださい。

- 解雇した使用人等の手引きによる犯罪も多いことから、十分に注意を払うことが必要です。
- 外出先から帰宅した際、ドアが解錠されていたり窓が割られているなどの不審な点が認められたら、安易に家の中に入ることなく、直ちに警察や近隣の人に助けを求めてください。
- 在宅時に賊の侵入に気付いても、身の安全を第一として対処することが必要です。まずは、賊のいる場所を避けて逃げることを最優先し、賊との接触が避けられない場合は、鍵のかかった部屋で賊の退散を待ち、電話で警察などに通報してください。万一賊と鉢合わせた場合は、絶対に抵抗せず身体の安全を最優先に落ち着いて行動してください。

(2) 外出時

- 繁華街、スーパーマーケット、ショッピングモール、空港など多数の人が集まる場所では、周囲に不審な人物がいないかどうか確認してください。
- 外出する際は、派手な服装は避け、貴重品や必要以上の現金を持ち歩かないようにしてください。パスポートは、自宅又は事務所などの鍵のかかる場所に保管し、コピーを持ち歩くことをお勧めします。
- 特に、夜間の繁華街（路上）や暗いビーチなどにおいては、スリやひったくり、置き引きなどの窃盗事件が頻発しています。必要がある場合のほか、深夜・早朝の時間帯に繁華街やビーチに出歩くことは避けてください。
- バッグを持ち歩く場合は、ひったくりに遭わないように十分注意してください。肩掛けバッグの場合、ひったくりに遭うと引きずられ大怪我をする場合もあります。車道とは反対側にバッグを掛けるなどの工夫も必要です。
- 流しのタクシーや客引きをしてくるタクシーの中には、法外な料金を請求されるトラブルに見舞われることがあるため、タクシーを利用する際は、レストランやホテルで手配してもらった車両を利用することをお勧めします。また最近では、ブルーバードやG o j e k 又はG r a b 等の配車アプリを利用すれば、乗車前に目的地までの料金が判明するため、安全にタクシーを利用できます。万一トラブルに遭った（遭いそうになった）場合は、運転手の名前や車両番号、タクシーの会社名などを控えておいてください。
- A T M は、銀行店舗内や警備員が常駐している店舗など安全性の高い場所で利用することをお勧めします。加えて、残高をこまめにチェックし、利用通知を受け取れるサービスを利用するなどの予防策もご検討ください。
- 薬物を興味本位で購入したりすることがないようにしてください。また、薬物が蔓延しているような危険な場所には近寄らないことをお勧めします。安易に手を出せば人生を狂わすことになります。

3. 交通事情と事故対策

- 日本の国際運転免許は、インドネシア国内において有効ではありません。万一事故を起こした場合に、大きなトラブルとなったり、無免許運転として身柄拘束を受けたりする可能性があり、ケガをしても保険が適用されません。当館管轄州において車両を運転される場合には、インドネシアの運転免許が必要になります。
- 当館管轄州における道路交通事情は、非常に劣悪で交通事故が頻発しています。自動車やオートバイを運転する場合には、周囲の状況に細心の注意を払い、交通事故防止に努めてください。また、運転手を使用する場合、安全運転を心掛けるよう平素から十分に指導してください。
- オートバイに乗車する際は、ヘルメット着用が義務づけられています。安全基準を満たしたヘルメットを必ず着用してください。
- 事故現場には野次馬が集まることがありますので、示談などの交渉をする場合は、可能な限りホテルの駐車場などの安全な場所に移動して行ってください。
- 自分の車が交通事故を起こした場合、追突などの二次的 사고が起こらないよう安全を確保し、負傷者の確認と救護を行いつつ、その上で現場の保全を図ってください。ケガ人がいる場合には、速やかにケガ人を安全な場所に移動させたのち、救急車の手配をしてください。運転手を使用している場合、事故の当事者はあくまで運転手となりますので、示談交渉などについては運転手に交渉させ、自分は安易に車外に出ないことをお勧めします。身の危険を感じた場合は、早急にその場から離れ、警察署などに退避してください。
- 軽微な物損交通事故であれば、基本的にはその場での示談となる場合がありますが（警察への通報義務はない）、解決がつかない場合や後刻の示談に相手が応じそうもない場合などには、両当事者（運転手を使用している場合は運転手のみ）揃って警察へ行くことを促すなどの措置も検討する必要があります。
- 事故現場では、後日のトラブルを避けるため、相手の運転免許証や身分証明書記載事項、相手車両の車検証やプレート番号などを控えてください（保険への未加入者も非常に多い）。
- 警察において事情聴取を受ける場合、通訳可能な者を同伴することをお勧めします。捜査報告書などへの署名を求められた際は、内容を十分に確認した上で応じてください。
- 飲酒運転は絶対にしないでください。酒酔い運転と認定された場合、通常の事故などより重い処罰が科せられることとなります。
- 事故により怪我をしたときに備えて、海外傷害保険などの加入を強くお勧めします。

4. 入国管理法違反・国外退去処分等にならないために

- 現在所持するVISAや滞在許可の活動できる内容や範囲を必ず自身で確認して活動してください。
- VISAや滞在許可等の有効期限については、必ず自身で確認をして、必要に応じて新規取得や更新の手続きに取りかかってください。
- VISAエージェント等に任せっぱなしにせず、自身でも責任をもって管理するようにしてください。
- VISAや滞在許可等の取得条件が変更を繰り返しているため、自身でも最新情報を収集の上、理解することを心がけてください。
- 代行手続きを行う場合は、信頼の置けるVISAエージェント等に依頼するようにしてください。

5. その他のトラブルに巻き込まれないために

- 金銭的に困窮の兆しが見えれば、金銭が底をつく前の帰国費用が捻出できる段階で日本帰国を検討することをお勧めします。
- 困窮を理由に金銭貸借を求める相手には、基本的に早期帰国を促すことを優先し、万一金銭を貸す場合には、相手の家計や信用性等を十分に考慮し、各自の責任において金銭を貸借するように心がけてください。
- 持病に悪化の兆しが見られたり、持薬が底をついている状況において保険（キャッシュレス）未加入の場合、出費が増える可能性がありますので、最寄りの医療機関に相談することをお勧めします。バリ州などであれば、日本語対応可能な病院もありますので、病状相談やインドネシア国内で入手可能な代替薬等の相談をすることができます。
- インドネシア国内では日本のように医療体制が整っていないことが多く、診療の際にも高額な費用や言語面での障害があるため、言語面で心配のある方で持病に悪化の兆しが見られる場合は、早急に日本に帰国して医師の診断を受けることをお勧めします。

Ⅲ 爆弾テロ・暴動に対する対策

1. 現状

当館管轄州においては、バリ島の2002年10月と2005年10月の爆発物テロ以降大規模なテロ事件は発生していませんが、当館管轄州以外ではスラウェシ島マカッサルでキリスト教会を狙った自爆テロ、バンドン警察署を狙った自爆テロ等が発生するなどテロの発生が続いており、インドネシア全域でテロの脅

威は潜在しています。

2. 遭遇した場合の対策

(1) 爆発物テロの場合

爆発音が聞こえたり、煙が立ち上ったりした場合は、「姿勢を低くする」、「爆発地点から離れる」、「興味本位の行動をとらない」、「爆発地点に検討がつかない場合は建物の陰などで待機する」といった行動を心掛けてください。

(2) その他のテロの場合

銃器や刃物を使ったテロに遭遇した場合は、「その場から逃げる」「付近の建物などに身を隠し警察などの到着を待つ」「興味本位の行動をとらない」といった行動を心掛けてください。

3. 日頃からの対策

- 警察施設や政府関連施設等テロの標的となり得る場所、多数の外国人が集まる場所等を訪れる際は、周囲の状況に十分注意してください。
- 最近では警察関連施設がテロの標的となり攻撃される事件が増加しています。必要がある場合のほかは近づかないようにしてください。
- 利用するホテル、レストラン、ショッピングモールなどが十分な安全対策を講じているか、また、不測の事態に備え非常口、避難経路も確認してください。
- 日頃から、テロに関する情報に関心を持ち、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどで最新の情報を集めるよう心掛けてください。

4. 暴動対策

近年ではガソリン等の価格高騰等に反対するデモが首都ジャカルタを中心に頻発していますが、当館管轄州におけるデモは比較的少なく、小規模で暴動化するようなものもほとんどありません。しかしながら、デモや集会はその性質から暴動に発展する可能性もありますので、万一遭遇した場合には、速やかにその場から離れるようにしてください。興味本位で動画撮影を行ったり、見物するなどの行動は非常に危険です。

IV 地震・火山噴火・風水害などの自然災害に対する心構え

1. 地震

当館管轄州での地震発生は、近年バリ島周辺海域やフローレス海を震源とするものを中心に頻度が増してきています。また、当館管轄州周辺でもマグニチュー

ド2～7程度の地震の発生が続いているため、万一に備え、避難場所、緊急連絡先、避難用具等の準備・点検が推奨されます。

2. 火山噴火

バリ州のアグン山は平穏を取り戻しており、レベル1「通常」に引き下げられていますが、東ヌサトゥンガラ州のルウォトロ山は現在レベル3「警戒」の状態にあります。火山付近にお住まいの場合は、万一に備え、避難場所、緊急連絡先、避難用具等の準備・点検が推奨されます。

3. 風水害

ラニーニャ現象の影響による突発的豪雨により、当館管轄州各所でも洪水や土砂崩れ等の被害が発生しています。万一に備え、避難場所、緊急連絡先、避難用具等の準備・点検が推奨されます。

V 旅行者に対する注意事項

2023年2月現在、一部の例外を除き、原則有効なビザ又は滞在許可を持つ者以外インドネシアに入国できません。また、旅行者被害の事件・事故は現在のところ殆ど発生していませんが、日本からの観光客が増加すれば被害や水難事故等も多くなることが予想されるため、当館管轄州を旅行される場合には、以下の犯罪被害防止や水難事故対策の参考としてください。

1. 一般犯罪被害に遭わないための対策

当館管轄州で発生する旅行者の犯罪被害の大半は、ひったくり、スリ、置き引きなどの窃盗被害です。これらの犯罪被害を防止する一般的な対策は、以下のとおりです。

- 観光地、繁華街、スーパーマーケット、ショッピングモール、空港など多数の人が集まる場所では、常に警戒を怠らない。
- 手荷物からは絶対に目を離さない。徒歩での移動の場合は周囲の状況に十分注意する。
- 繁華街（路上）などでは、ひったくりやスリ、置き引きなどの窃盗事件が頻発しているので、深夜・早朝の時間帯に繁華街を出歩くことは避ける。
- パスポートはホテルの金庫などに保管し、コピーを持ち歩く。
- 徒歩での移動の場合は、出来る限り高価なバッグの持ち歩きを避け、貴重品はホテルの金庫に預けるとともに、必要最小限度の現金しか持ち歩かないよう心掛ける。
- バッグを持ち歩く場合は、ひったくりに十分注意する。肩掛けバックの場

合、ひたたくりに遭うと、引きずられ、大怪我する可能性があるので、車道とは反対側に掛けるなど工夫する。

- 見知らぬ者から声を掛けられた時は、スリやひたたくりの可能性があるので、周囲の状況と手荷物に十分注意を払い、その場を離れる。
- 甘言につられない。現地人が唐突に日本語で親しげに話しかけてくる場合は十分注意する。強引な物売り（薬物の売りつけ）、客引きを相手にしない。
- 薬物を興味本位で購入したりすることがないようにしてください。また、薬物が蔓延しているような危険な場所には近寄らないことをお勧めします。安易に手を出せば人生を狂わすこととなります。

2. パスポートの紛失

盗難などでパスポートを紛失すると、パスポート又は帰国のための渡航書及び出国許可の取得手続きに時間を要し、旅行日程を大幅に変更しなければならなくなる恐れがあります。パスポートの管理には細心の注意を払ってください。

3. クレジットカードなどの不正使用被害

- クレジットカードや国際キャッシュカード等から知らぬ間に現金が引き出されているスキミング被害が報告されています。カード類をご利用される場合は、安全性の高い場所で利用することをお勧めします。
- クレジットカード等が他人の手に渡らないようしっかり管理し、紛失や不正使用などが疑われる場合には、直ちにカード会社へ連絡してください。

4. 気象状況の把握

- 特に、雨期（概ね11月～3月）には当地気象庁から大雨・強風・高波警報が頻繁に発出されます。海や山でのレジャーの際は、天候の急変等に十分注意してください。特に、雨季のラフティングにおいて、上流域での大雨による影響で急激な水位上昇による死傷事故が発生、観光船やスピードボートが高波の影響で転覆したり、乗客が負傷する事故が発生しています。
- 水難事故も少なくありません。天候や場所によっては経験を積んだサーファーやダイバーでさえも危険なことがあります。当日の天候や自身の体調等を考慮し、安全を優先することを心掛けてください。
- 遊泳禁止の看板が立っている浜辺は、浅く見えても急に深くなっていたり、離岸流などで潮の流れが複雑になっており、大変危険ですので十分注意してください。特に、ヌサペニダ島やレンボンガン島等の離島において、外国人観光客が溺死や転落事故で負傷する事件が多発していますので、十分注意してください。

5. 海外旅行傷害保険など各種保険への加入

不幸にも何らかの事件・事故に巻き込まれ、被害に遭ってしまった場合には、当地では被害回復は難しいことが多く、また病院での治療費などが極めて高額となります。そのような事態に備えて、海外旅行傷害保険などの各種保険に加入されることを強くお勧めします。

VI 感染症について

1. 海外安全情報（感染症危険情報）の確認

現在、日本国外務省発表の当館管轄州を含むインドネシアの危険レベルはレベル1「十分注意してください」とされています。

外務省海外安全ホームページ（<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>）

2. 新型コロナウイルス

2019年末から全世界で猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も、ようやく終息の兆しが見え始め、インドネシアも入国規制緩和や国内の活動制限廃止に乗りだしました。しかしながら、感染自体が完全に終息した訳ではなく、再び感染拡大が発生する恐れはあります。また、諸外国の中には現在進行形で感染が急速に広がっている国もあり、当該感染拡大中の国の旅行者が入国規制を緩めたインドネシアに大挙して入国してくれば、再び感染拡大や医療逼迫等の状況にもなりかねません。

インドネシア政府は国内活動制限を廃止しましたが、混雑した場所や建物内及び狭い場所等状況に応じたマスク着用や手洗い、ソーシャルディスタンスの確保等の保健プロトコールの励行は継続することをお勧めします。

3. デング熱

当館管轄州を含むインドネシア国内では、デング熱が流行しており注意が必要です。デング熱は蚊が媒介する感染症で、重篤な場合には出血熱を発症し、死に至る場合もあります。予防接種も予防薬もないため、蚊に刺されないようにすることが唯一の予防方法です。外出時に肌の露出を少なくし、虫除けスプレー等を使用するなど感染予防に努めてください。なお、突然の高熱や頭痛、関節痛や筋肉痛、発疹等、デング熱が疑われる症状が出た場合には、直ちに医療機関で受診し、適切な治療を受けるようにしてください。

4. 狂犬病

昨年12月、バリ州バドゥン県クタのレギャン地区（Jl. Werkudara 付近）に

において、外国人観光客2人及びインドネシア人2人が犬に咬まれ、その犬を検査したところ狂犬病陽性であった旨州政府機関が公表しました。特に、バリ島では毎年少数ながら狂犬病の発症事例が報告されており、注意が必要です。狂犬病はウイルスを持つ犬・猿等の動物に噛まれることにより感染するもので、人が発症した場合にはほぼ100%死亡します。屋外を徒歩で移動する際は野犬などの動物には十分注意し、猿などの動物にも安易に手を出さないようにしてください。万一狂犬病にかかっているおそれのある動物に噛まれてしまった場合には、流水で傷口を絞り出すように洗浄し、直ちに医療機関を受診してワクチン接種等の措置を受けてください。また、接触状況によって処置が異なりますので、自己判断せずに、医療機関で相談してください。

VII 緊急事態への備えと対処要領

世界中で大きな影響を与えた新型コロナウイルスのような感染症、散発的にインドネシア国内で発生する地震や火山噴火、洪水等の自然災害、我々の周辺には、緊急事態となり得る状況が常に潜在しています。

各種経験を教訓として、今後の危機管理に役立てていくため、ここでは緊急事態への対処で参考になるような備えと心構えを記載します。

1. 海外安全情報（危険情報）の確認

日本国外務省は、現在、インドネシアの危険度をレベル1（十分注意してください。）に設定しています。

外務省海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>）

2. 平素の心構えと準備

(1) 連絡体制の整備

ア 在留届の提出（オンラインでの申請・変更も可能です（<https://www.eza.iryu.mofa.go.jp/>））

当館管轄州に中長期で滞在される方は、在デンパサール日本国総領事館へ在留届を提出してください。万一、不測の事態が発生した場合、総領事館は在留届を基に電話、メール、SMSなどで必要な情報提供を行い、場合によっては安否確認を行います。在留届が提出されていない場合には、当地滞在の事実や連絡先が分からないため総領事館から重要な連絡ができず、緊急事態に関する情報が得られないおそれがあります。

また、すでに提出されている方も、内容（特に住所、電話番号、メールアドレスなど）に変更があった場合や帰国の場合には、速やかに変更などの届出をお願いします。

イ 連絡手段の確認

緊急事態はいつ発生するか分かりません。そのような場合に備えて、日頃から家庭内、企業内などで避難場所や緊急連絡方法について予め相談し、情報共有をしておいてください。

ウ 災害時連絡拠点の把握

総領事館では、災害時連絡拠点として以下の場所に総領事館と連絡可能な無線を設置しています。以下の連絡拠点について、所在地を確認しておいてください。

- ・バリ日本人会事務局・バリ日本語補習授業校（サヌール地区）
- ・ウォーターマーク・ホテル（ジンバラン地区）
- ・ロイヤル・ピタ・マハ・ホテル（ウブド地区）

(2) パスポートや滞在許可などの管理

パスポート、滞在許可証（KITAS/P）、再入国許可、出入国カードなどの出入国に必要な書類は紛失しないよう厳重に管理し、常に有効な状態にあることを確認してください。

また、滞在許可、出国・再入国許可取得手続などのため、ビザエージェントや入国管理局にパスポートを預け入れしている間に緊急事態が発生し、急遽本邦へ引き揚げる必要が生じた場合、パスポートの返却に時間を要すこともありますので、平時からパスポートの所在確認を徹底し、出入国管理に係る手続は早め早めに対応するよう心掛けてください。

(3) 緊急時用物資などの準備

ア 食料・飲料水

状況によっては、買い物のための外出が困難になり、しばらくの間自宅で待機する方が安全なこともあり得ますので、ある程度の食料、飲料水の備蓄をご準備ください。

イ 金銭

事態の緊迫により、銀行の閉鎖もあり得ますので、事態が切迫してきたら国外退避のための現金を準備することをご検討ください。

ウ 給油

万一に備え、自動車やバイクは常に整備と給油をしておくことが大切です。

エ 保険への加入

海外旅行傷害保険、火災保険、盗難保険、自動車保険などへ加入しておくことをお勧めします。

(4) 緊急避難時における携帯バッグ等の準備

緊急避難を行う際に必要な物（飲料水、非常食、現金、スマホ等用携帯バッテリー、懐中電灯、ラジオ、タオルなどご家庭で必要と思われる物）を入れた丈夫で持ち運びやすいバッグを準備しておくことをお勧めします。これらバ

ッグは、いつでも使用できる状態であるように定期点検するとともに、いざという時に迅速に持ち運べるように手の届く場所に保管しておくことが必要です。

(5) 家族間での緊急時対策

緊急事態が発生しても冷静に行動できるように、前もって準備しておくことが必要です。緊急時にはどうするのか、どのような行動をとるのか、どこに避難するのか、緊急時の連絡はどのようにとるのかといった計画を家族で話し合い、情報共有しておくことも事前対策の1つです。また、学校に通うお子様をお持ちの家庭は、学校の緊急時の対策や計画などを把握し、その内容を子どもたちに教えておくことも必要です。

3. 緊急事態発生時の行動

事態が切迫してきたら、まずは正確な情報を入手し、状況を正しく把握することに努めてください。ソーシャルメディア等で流れる根拠のない情報に惑わされたりすることなく、冷静に行動してください。

(1) 緊急事態発生時などにおける連絡態勢

総領事館からは、在留届に基づきメールなどによる情報提供を行うと同時に、必要に応じて電話などで安否確認を行います。また、「バリ日本人会」及び「西ヌサトゥンガラ州日本人会」を通じて、同日本人会会員に必要な連絡を行うなど、随時、情報を提供します。また、たびレジ登録者へのメールや総領事館ホームページ及びフェイスブックでも邦人向けの必要情報、お知らせなどを随時発信・掲載します。

(2) 緊急事態発生時などにおける総領事館の体制

バリ州、西ヌサトゥンガラ州及び東ヌサトゥンガラ州で緊急事態が発生した場合は、総領事館に「緊急事態対策本部」を設置し、所要の情報収集を行うと共に、在留邦人に対し各種情報を発信します。

(3) 緊急事態発生時などにおける行動

- インターネットやTV・ラジオニュースから最新情報を入手し、状況を正しく把握することに努めてください。
- 同僚や友人などと連絡を取り合い、自分と自分の家族の状況を知らせ合うなど積極的に情報共有を行ってください。
- 自分や自分の家族又は他の邦人の生命、身体、財産などに危害が及び、又は及ぶおそれがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を総領事館に連絡してください。

4. 一時避難、退避

深刻な緊急事態に至った場合は、居住地からの一時的な避難や国外を含めた他

の地域への退避を検討する必要があります。

- 総領事館から呼びかける一時避難（集結）の場合、どこにどのように集結していただくかは状況次第で異なりますが、総領事館、日本語補習授業校、指定するホテルなどが考えられます。
- 事態が悪化し、自発的に退避（島外退避、帰国など）される場合は、退避者の氏名などを総領事館に連絡願います。
- さらに深刻な事態となり、日本政府から退避勧告があった場合は、これに従って可能な限り速やかに退避又は引き揚げを行ってください。原則、日本政府は一般商業機が運航されている間に退避勧告を発出します。

5. 高齢者・海外ノマド移住者等の問題

近年、当館管轄州に老後移住やノマド移住する方等が多く見られますが、海外での生活はメディア等で見られるような夢のような生活ばかりではありません。海外では、日本で当然のように出来ていた事の多くが制限されます。海外移住には、「外国である」ということをまず初めに覚悟する必要があります。

(1) 困窮・傷病・死亡等

ア 困窮

以前インドネシアは物価が安く、バリ島は特に老後や海外ノマドワーカーの移住先として人気を博していましたが、近年物価や人件費も上昇し、日本での生活と同等レベルの生活を求める場合には、相当の生活費が必要とされます。生活費の安さを求めてバリ島に移住した方の中には、生活資金が底をつき日本への帰国を余儀なくされる（又は帰国さえできないほど困窮される）方も散見されます。

イ 傷病等

当館管轄州では、医療環境が日本ほど整っておらず、外国人の多く居住するバリ島であっても日本の医療レベルには届かない施設がほとんどです。持病を持っている方や不慮の事故等に遭ってしまった方の中には、昨今の航空運賃高騰により日本への定期診断帰国や治療帰国を躊躇する方も少なくなく、傷病や体調不良が進行してから医療機関や総領事館に相談される方も見られます。

ウ 死亡

当館管轄州において、不慮の事故や傷病・老衰等のため他界する方もおられますが、近年問題視されている点として、死亡後の措置があります。日本の家族や親類・当地の知人等に自身の死亡後措置や緊急連絡先・金銭処理関係を相談（終活）している場合には特に問題は発生しませんが、それらを怠ると、周囲の知人等に金銭面を含む多くの面で迷惑をかける事案が散見されます。

(2) 各種移住問題対策

- 緊急時の連絡先に関して、在留届や家族・知人等にこまめにアップデートしておく。
- 移住を考える場合には、事前に現地生活情報等を入手して、自身の求める生活レベル合った資金を準備する。
- 金銭面で困窮の兆候が見られた場合には、帰国費用等が捻出できる段階での早期帰国を検討する。
- 不慮の事故や傷病等に対応できる各種保険に加入しておく。
- 傷病等罹患時に相談できる医療機関を把握しておく。
- 傷病等罹患時には、自身の生命を最優先に考え、必要に応じて早期に日本への治療帰国を検討する。
- 長期滞在者は、近所や知人との良好な関係を構築し、各種トラブル発生時には助けを求められるようにしておく。万一の際、日本国内から支援を得られるように家族や友人に頼んでおく。
- 高齢者の方は万一の場合に備えて、「終活」(終末医療への希望・お金や銀行口座の措置・葬儀への希望と費用・死亡後の手続きを託せる者の選定等)を行っておく。

[参考資料]

緊急時の連絡先など

1. バリ州

(1) 州政府防災庁内

- クライシスセンター（英語可、災害、交通事故、救急車、消防車、警察通報、24時間対応）

☎0361-251177 / 245397

(2) 警察・救急・消防等

- バリ州警察本部

☎0361-233041

（24時間、クイックレスポンスセンター）

- 観光警察（当館にて調査しましたが現在公の番号なし・要**☎110**に架電）
- 警察要請 **☎110**
- 救急要請 **☎119**
- 消防要請 **☎113**

(3) 病院（主な病院）

- スルヤフサダ病院（DPS）**☎0361-233787**（日本語可）
- カシイブ病院（DPS）**☎0361-3003030**（日本語可）
- マンダラ病院（DPS）**☎0361-4490566**
- 国立サンラ中央病院（DPS）**☎0361-227911**
- プロディアクリニック（DPS）**☎0361-261001**
- BIMC病院（クタ）**☎0361-761263**（日本語可）
- タケノコ診療所（クタ）**☎0361-4727288**
☎0811-399459（日本語可）
- シロアム病院（クタ）**☎0361-779900**
- インターナショナルSOS（クタ）**☎0361-710505**
- 共愛メディカル（クタ）**☎0853-3883-3787**
- ウダヤナ大学病院（ジンバラン）**☎0361-8953670**
- BIMC病院（ヌサドゥア）**☎0361-3000911**（日本語可）

2. 西ヌサトゥンガラ州

(1) 州政府防災庁内

- クライシスセンター（英語可、災害、交通事故、救急車、消防車、警察通報、24時間対応）

☎117 / ☎0370-646972

(2) 警察・救急・消防等

- 西ヌサトゥンガラ州警察本部

☎0370-622305

○ 警察要請 **☎110**

○ 救急要請 **☎119**

○ 消防要請 **☎113**

(3) 病院 (主な病院)

○ 西ヌサトゥンガラ州病院 (マタラム) **☎0370-7502424**

○ 市立マタラム病院 (マタラム) **☎0370-640774**

○ マタラム大学病院 (マタラム) **☎0370-7851000**

☎0817-75165995

○ シロアム病院 (マタラム) **☎0370-6001100**

○ ビマ市病院 (ビマ) **☎0852-31960001**

3. 東ヌサトゥンガラ州

(1) 州政府防災庁内

○ クライシスセンター (災害、交通事故、救急車、消防車、警察通報、24時間対応)

☎0811-3844777

(2) 警察・救急・消防等

○ 東ヌサトゥンガラ州警察本部

(当館にて調査しましたが現在公の番号なし・要**☎110**に架電)

○ 警察要請 **☎110**

○ 救急要請 **☎119**

○ 消防要請 **☎113**

(3) 病院 (主な病院)

○ ヨハンネス病院 (クパン) **☎0811-38116246**

○ シロアム病院 (クパン) **☎0380-8530900**

○ シロアム病院 (ラブアンバジョ) **☎0385-2381911**

○ ヒラーズ病院 (シッカ) **☎0812-61153944**

4. ラジオ放送

○ NHK国際放送の周波数表 (2023年1月現在)

Japanese Service (日本語放送)

※当館管轄州は下記時刻に+8時間

放送方向		放送時間 (UTC)	周波数	送信所
東南アジア	S.E.Asia	0200-0500	17810 kHz	八俣 (Yamata)
		0700-1000	15280 kHz	八俣 (Yamata)
		1000-1400	11815 kHz	八俣 (Yamata)
		1500-1700	11815 kHz	八俣 (Yamata)
		2100-2300	11630 kHz	八俣 (Yamata)

5. 外務省海外安全ホームページ及び在外公館など

- 外務省海外安全ホームページ
<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>
- 外務省 代表番号 ☎ (03) 3580-3311
 領事局海外邦人安全課 ☎ (03) 5501-8160
 海外安全相談センター ☎ (03) 5501-8162
- 在インドネシア日本国大使館
 ☎ 021-31924308 FAX : 021-3157156
 HP : http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html
- 在デンパサール日本国総領事館
 ☎ 0361-227628 FAX : 0361-265066
 HP : https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
- 在スラバヤ日本国総領事館
 ☎ 031-5030008 FAX : 031-5030037
 HP : <http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/index.html>
- 在マカッサル領事事務所
 ☎ 0411-871030 FAX : 0411-853946
- 在メダン日本国総領事館
 ☎ 061-4575193 FAX : 061-4574560
 HP : <http://www.medan.id.emb-japan.go.jp/j/index.html>